

山梨県公報

号外第七十六号

平成十八年

十二月二十二日

金 曜 日

目 次

山梨県立あゆみの家設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第六十九号

山梨県立あゆみの家設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立あゆみの家設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則
(山梨県立あゆみの家設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県立あゆみの家設置及び管理条例施行規則(平成十八年山梨県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。
(利用料金の減免)

第五条 条例第七条第三項の規則で定める場合は、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一項第二号又は第三号に掲げる者であり、かつ、利用者の属する世帯に属する者に社会通念上利用者の負担額を軽減するのには不相当と考えられる収入及び資産がない者であるとして、市町村から利用者の負担額の軽減対象者であることの確認を受けた者が条例第三条第二号の自立訓練を行う事業を利用する場合(当該事業と併せて同条第三号の事業を利用する場合を除く。)とする。

(山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則(昭和三十五年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「知的障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第百三十三号)第三条第一項第二号又は第三号」を「障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第

一項第二号又は第三号」に改める。

(山梨県立梨の実寮設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県立梨の実寮設置及び管理条例施行規則(昭和三十三年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「知的障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第百三十三号)第三条第一項第二号又は第三号」を「障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一項第二号又は第三号」に改める。

(山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第四条 山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例施行規則(昭和三十八年山梨県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「身体障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第七十八号)第十二条第一項第二号又は第三号」を「障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一項第二号又は第三号」に改める。

(山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第五条 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例施行規則(平成十七年山梨県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「身体障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第七十八号)第十三条第一項第二号又は第三号」を「障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一項第二号又は第三号」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第二条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則、第三条の規定による改正後の山梨県立梨の実寮設置及び管理条例施行規則、第四条の規定による改正後の山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例施行規則及び第五条の規定による改正後の山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例施行規則の規定は、平成十八年十月一日から適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番